

払い過ぎた 相続税を 取り戻す 方法

保険を活用した事業承継

「生命保険活用3つのメリット」を生かし 士業との協力で円滑な自社株移転を支援

事業承継に必要な資金は保険で確保——。ジャスト・フォア・ユーは、事業承継に詳しい士業のプロとチーム連携し、自社株移転の際に最適な生命保険の活用をアドバイス。多くの経営者から支持を集めている。

事業承継で直面する 自社株移転方法の重要性

非上場の中小企業のオーナーが抱える深刻な悩みの一つに事業承継がある。後継者に円満に事業承継を行うには、いかに株



谷敦代表取締役（中央）と、左から、コンサルタントの西村優希、村上美紀、濱地恵、竹井千遥、藤岡裕真の各氏

価が低いうちに自社株を移転できるのが最大の課題だ。株価が低いうちに後継者に移転できれば、相続税が軽減でき、結果、経営権も確保しやすくなる。とはいえ「非上場会社の経営者の中には自社の株価すらご存じないケースが多いのです」と、総合的な生命保険活用コンサルタントの谷敦代表取締役は現状をこのように語る。

株価の算定（相続税評価）には三つの方式がある。①類似業種比準方式、②純資産価額方式、③①と②の折衷方式だ。①類似業種比準方式とは、業種が類似する企業の平均株価や1株当たりの配当金額などをベースに算定する方法。対して②純資産価額方式では、会社の資産や負債などから株価を算定する。

「比較的、①類似業種比準方式

の割合が大きい方が株価は安くなる傾向があり、その割合を左右するのが会社規模。その会社規模も、実はたった1人従業員が増えるだけで、株価がぐんと下がった例があるんです。ただ税理士の方によつては、そこまで丁寧に指導してくれない場合が多いのが、すごく残念です」

納税資金準備にも 効力を発揮する生命保険

①類似業種比準方式での自社株評価は、会社の利益によつて大きく変わる。不良固定資産売却、役員退職金支払い、事業用品購入などを経費とすれば利益は減り、株価は下がるが、加えて役立つのが会社契約の生命保険だ。生命保険を事業承継に活



ジャスト・フォア・ユー
谷 敦
代表取締役

用することには、3つのメリットがある。谷代表取締役は言う（左ページの図）。

「一つ目は、会社契約で支払った保険料が損金処理できるものがある。利益が減り、その結果株価が下がること。二つ目は、後継者には株の移転について買い取り資金や税金などが必要ですが、会社契約の生命保険を活用することで、後継者にその資金を用意できること。三つ目は、万が一のとき、会社が受け取った生命保険金で個人が相続した株の買い取りができること。いわゆる金庫株^{※2}ですね。これは相

続時のみ、大きな優遇税制があります」

保険期間中は保障が得られること、また途中で資金が必要になれば、解約や貸し付けなどにより現金が受け取れるなどのメリットも魅力的だ。

専門家と協力し株式移転を円滑に進めるアドバイス

「先日、お客さまにコンサルティングさせていただいたところ、保険活用や不動産活用などを組み入れることで、結果として株価にマイナス13億円の影響が出ました」

生命保険を活用した事業承継に詳しい同社では、15の保険会社の数に及ぶ保険商品の中からその会社に最適な保険を選び

出し、どのタイミングでどんな保険を活用すればよいか、総合的なコンサルティングを行える体制を整えている。同社の主宰するNPO法人「役立つ税理士協議会」（会員数約100人）もその一つだ。ここに所属する相続や事業承継に精通した税理士などの専門家と保険のプロがチームを組んで、中小企業への事業承継問題のコンサルティングで数多くの実績を残している。もう一つの問題として、事業承継が進まない理由、それが「経営権」だ。後継者に早く株を移転したいが、一方で経営権は自身が維持したいという経営者も多い。株価の高騰を考えると早く譲渡したいが、まだまだ会社を任せるのは難しいケースはよ

くある。だがそれにも、解決策はいくらでもある。新しい手法、特に「属人的株式」や「種類株式」の活用が有益だ。「属人的株式」ならば、特定の株主に持ち株数に関係なく「議決権」などを与えることができます。例えば1株で100個の議決権を持つ株式という具合です。これによつて株価上昇が抑えられている間に株の多数を後継者に移転しても経営権は確保できます。ただし、これを実践してくれる税理士はさほど多くありません。税理士の選択は思っている以上に重要ですよ」

こうしたアドバイスが即座に受けられるのも、専門家との強いネットワークのたまものだ。専門家とチームを組んで、企業

自社株対策 生命保険活用「3つのメリット」

- ✓ **利益が下がる**
会社契約の生命保険料が損金となるものがあれば、その結果利益が減り株価が下がる。
- ✓ **資金準備ができる**
後継者が必要とする株の移転時の資金（買い取り資金や税金など）は、法人の生命保険を活用することでその準備が可能となる。
- ✓ **金庫株^{※2}を活用できる**
自社株を会社が買い取るには会社に資金が必要。株主が死亡した時に会社が受け取った生命保険金を、遺族が相続した株の買い取り資金に充当できる。加えて相続時のみ大きな優遇税制があり、また、株が分散することを防ぐことができる。

ジャスト・フォア・ユーでは、「3つのメリット」を実感できる株価シミュレーションを実施中

※2 会社が自社株を買い戻して保有している株式。

士業ネットワーク

NPO法人「役立つ税理士協議会」が 実務家を無料で紹介

谷代表取締役が設立し、理事長を務めるNPO法人「役立つ税理士協議会」には、相続、事業承継、組織再編など企業経営のさまざまな問題に精通する税理士約100人が登録している。同協議会では、これらの実務家を無料で紹介し、顧客の抱える問題の解決支援を行っている。

その他、弁護士や社会保険労務士などとも緊密に連携して専門家のネットワークを構築。信頼できる士業と一体となって中小企業をサポートしている。

事業承継対策の 無料セミナーを開催！

ジャスト・フォア・ユーでは、中小企業経営者や経営幹部を対象として、事業承継対策のセミナーを無料で開催し、アドバイスをを行っている。

テーマ 相続・事業承継

■講師 谷敦 ジャスト・フォア・ユー代表取締役
生命保険コンサルティングに約30年の実績を持ち、現在の顧客件数は約5000件。ラジオ出演や経営者、資産家、士業に向けたセミナーでの講師経験も豊富。生命保険と金融サービスの専門家による国際組織「MDRT」のTop of the Table資格を保有。

日時

- 10月3日（月） 14:00～16:00
- 10月28日（金） 9:00～18:00
- 10月29日（土） 9:00～18:00

□28日・29日は日本経済新聞社主催
相続・事業承継フォーラム

- 11月8日（火） 14:00～16:00

会場

大阪市内を予定（10月3日）
大阪市内ハービスホール（28日・29日）
岡山市内を予定（11月8日）

申し込みは、下記「問い合わせ先」の電話番号まで

問い合わせ先

株式会社ジャスト・フォア・ユー

〒530-0044

大阪府大阪市北区東天満2-8-1

若杉センタービル別館2F

☎06-4801-8539

FAX 06-4801-8538

E-mail: office@j-f-y.com

http://www.j-f-y.com/